

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年12月26日（平成28年（行個）諮問第191号）

答申日：平成30年6月4日（平成30年度（行個）答申第32号）

事件名：本人が請求した療養給付の決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年特定月日付で特定労働基準監督署長が、私の療養給付支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規程に基づく開示請求に対し、平成28年9月6日付け神個開第28-132号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の趣旨は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本人が救急搬入された病院で治療を担当した医師から、フットサルと特定疾病発症の因果関係が述べられていると思うので、その詳細の開示を求めます。
- (2) 特定事業場の産業医による本人の「過去2年間の定期健康診断に基づく産業医意見」について黒塗り部分の開示を求めます。
- (3) 貴方の特定労災医員の意見書では、特定疾病は持病による特定疾病と断定していますが、次の4項目について開示を求めます。
 - ア 持病であるというのであれば、フットサル参加日に何故発症したのか、単なる偶然か、また持病であればフットサル参加日以前に発症したはずであると思うが労災医員の所見の開示を求めます。
 - イ 本邦では、「椎骨動脈遠位両側を認め突発性非外傷性が多い」としているが、本人の特定疾病の発症は運動によるものではないと何故断定しているのか、理由の開示を求めます。

ウ 本人は発病前の定期健康診断では、全く異常は認められず、発症まで正常な勤務を続けていました。それ故持病ということは納得できません。この判断は単なる統計上の判断か、認定基準によるものか理由の開示を求めます。

エ 医療文献では、軽度の無理な過重が発病の原因となると記されていますが、これについてはどう判断されているのか、開示を求めます。

(4) 個々の事案に関しては個別事案として検討されたのかどうか、そして、特定疾病の発症とフットサルとの因果関係はどの程度検証し解明されたのか開示を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年7月19日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成28年特定月日付で特定労働基準監督署長が、開示請求者の療養補償請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成28年9月6日付け神個開第28-132号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成28年10月3日付け（同月4日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成28年特定月日付で特定労働基準監督署長が、開示請求者の療養補償請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に掲げる文書番号1の①、2の①、3の①、4の①、6、8の①、9の①、11の①、12の①、13の①、14、15、17及び18の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、

法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に掲げる文書番号1の②、4の②、8の②、9の②、12の②及び13の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

別表に掲げる文書番号1の③、2の②、3の②、4の③、11の②及び18の②の不開示部分は、特定事業場の印影等であり、特定事業場等が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に掲げる文書番号1の②、4の②、8の②、9の②、12の②及び13の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きの不開示情報に該当す

るため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成28年12月26日付け厚生労働省発基1226第1号により諮問した平成28年（行個）諮問第191号に係る諮問庁理由説明書につき、以下のとおり補充して説明するとともに、同理由説明書別表について修正等を行う。

(1) 不開示情報該当性について

ア 理由説明書において、文書番号1の①及び3の①については、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない旨説明したところであるが、「文書番号1の①のうち、22頁の「従業員名」及び「部署名」の不開示部分並びに23頁ないし26頁の不開示部分」及び「文書番号3の①のうち、11頁ないし26頁」は、特定事業場の業務内容に関する情報であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 理由説明書において、文書番号4の③については、特定事業場等が一般に公にしていない内部情報であり、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する旨説明したところである。

当該部分のうち、1頁ないし5頁の不開示部分は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握す

ることが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書の別表について以下のとおり修正し、併せて誤謬があった部分についても追加・修正する（下線部分が追加・修正部分）。

文書 番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法14条該当号		
			2号	3号 イ	7号 柱書 き
1	脳血管疾患及び 虚血性心疾患等 の業務起因性の 判断のための調 査復命書	① 4頁の不開示部分，10 頁の不開示部分のうち第三 者の個人の氏名，役職及び 聴取の有無に関する記載の 部分	○		
		① <u>22頁の「従業員名」及 び「部署名」の不開示部分 並びに23頁ないし26頁 の不開示部分</u>	○	○	
2	社員就業規則類 集	① 27頁及び29頁の労働 組合代表者役職，氏名部分 及び印影	○		
3	人事記録等	① <u>11頁ないし26頁</u>	○	○	
		① 27頁，29頁，31 頁，33頁，35頁，37 頁，39頁，41頁，43 頁，45頁，47頁，49 頁，51頁，53頁及び5 5頁の個人氏名部分	○		
4	事業場提出資料 ①	③ <u>1頁ないし5頁の不開示 部分</u>		○	○
		③ 不開示部分全て（上記① 及び②に掲げる部分を除 く。）		○	

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月19日 審議
- ④ 平成30年3月15日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年4月27日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年5月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成28年特定月日付で特定労働基準監督署長が、私の療養給付支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号19に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めるとしている。

これに対して、諮問庁は、原処分で不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番5について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の役職及び氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人の勤務期間中に、労働者に周知されるべき協定書に記載された氏名等であり、審査請求人が知り得ることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番10及び通番14について

当該部分は、医師の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、通番14は、審査請求人宛ての健康診断結果に記載されたものであり、通番10は、通番14と同

一のものであると認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番25について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の発言内容等であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている部分から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番6について

当該部分は、時間外労働及び休日労働に関する協定書の特定事業場の担当者の役職及び氏名であるが、時間外労働及び休日労働に関する協定は、使用者に労働者に対する周知義務が課せられていることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1のうち10頁の不開示部分には、「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄の、特定事業場の関係者の職名及び姓が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の職名、姓及び聴取実施者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1(上記(ア)を除く。)は、特定事業場の担当者の氏名及び職名であり、通番8、通番21のうち2頁ないし19頁の不開示部分、通番23のうち4頁ないし18頁の不開示部分、通番25、

通番 27 及び通番 28 は、審査請求人以外の第三者の氏名又は職員番号であり、通番 15 及び通番 17 は、聴取書に記載された被聴取者の職業、氏名、生年月日、聴取場所、署名及び印影であり、通番 19 は、特定健康保険関係団体の担当者の姓であり、それぞれ一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、部分開示について検討すると、個人の職業、職名、氏名（姓）、職員番号、生年月日、署名及び印影は、個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地はない。また、その余の部分である聴取場所については、関係者にとって、当該個人を特定する手がかりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 5 は、時間外労働及び休日労働に関する協定書の労働組合代表者の印影であり、通番 10 は医師の署名であり、通番 21（上記（イ）を除く。）及び通番 23（上記（イ）を除く。）は、医師の署名及び印影であり、それぞれ法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 26 は、地方労災医員の署名であり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成 17 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示する

こととされている。

しかしながら、署名についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び3号イ該当性について

通番2及び通番7は、一般に公にしていなない特定事業場の内部管理情報であることから、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番3、通番11、通番22及び通番24は、医師の意見であり、通番16及び通番18は、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これらを開示すると被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ該当性について

(ア) 通番4、通番6のうち1頁の不開示部分、27頁の最下行右側の不開示部分及び29頁の最下行の不開示部分、通番9並びに通番13は、一般に公にしていなない特定事業場の内部管理情報であり、通番29は、一般に公にしていなない特定医療機関の内部管理情報であり、上記イと同様の理由により、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6（上記（ア）を除く。）は、特定事業場担当者の職名の印影であり、通番20は、特定健康保険関係団体の印影であり、当該印影は当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有する

ものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番12は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した特定事業場の内部情報に関する資料及び意見であり、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、神奈川労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、神奈川労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号及び文書名		2 通番	3 不開示を維持する部分	4 不開示情報該当条項（法14条）			5 開示すべき部分
文書番号	文書名			2号	3号イ	7号柱書き	
1	脳血管疾患及び虚血性心疾患等の業務起因性の判断のための調査復命書	1	① 4頁の不開示部分，10頁の不開示部分のうち第三者の個人の氏名，役職及び聴取の有無に関する記載の部分	○			なし
		2	① 22頁の「従業員名」及び「部署名」の不開示部分並びに23頁ないし26頁の不開示部分	○	○		なし
		3	② 12頁及び13頁の不開示部分	○		○	なし
		4	③ 1頁の不開示部分，10頁の不開示部分のうち「本社財務管理本部」の記載横の不開示部分及び「グループ」の記載横の不開示部分並びに21頁及び22頁の不開示部分（上記①に掲げる部分を除く。）		○		なし
2	社員就業規則類集	5	① 27頁及び29頁の労働組合代表者役職，氏名及び印影	○			27頁及び29頁の労働組合代表者役職及び氏名
		6	② 1頁の不開示部分並びに27頁及び29頁の不開示部分		○		29頁の特定事業場担

							当者の役職 及び氏名
3	人事記 録等	7	① 1 1 頁ないし 2 6 頁	○	○		なし
		8	① 2 7 頁, 2 9 頁, 3 1 頁, 3 3 頁, 3 5 頁, 3 7 頁, 3 9 頁, 4 1 頁, 4 3 頁, 4 5 頁, 4 7 頁, 4 9 頁, 5 1 頁, 5 3 頁及び 5 5 頁の個人 氏名	○			なし
		9	② 1 頁ないし 5 6 頁の不開示 部分 (上記①に掲げる部分を 除く。)		○		なし
4	事業場 提出資 料①	1 0	① 6 頁の医師印影及び 7 頁の 医師署名	○			6 頁の医師 印影
		1 1	② 7 頁の 5 行目の不開示部分	○		○	なし
		1 2	③ 1 頁ないし 5 頁の不開示部 分		○	○	なし
		1 3	③ 上記①ないし③に掲げる部 分を除く不開示部分		○		なし
5	申立書	—	なし	—	—	—	—
6	健康診 断個人 票	1 4	1 頁及び 2 頁の不開示部分	○			全て
7	聴取書 ①	—	なし	—	—	—	—
8	聴取書 ②	1 5	① 1 頁の 2 行目ないし 4 行目 の不開示部分, 5 行目 7 文字 目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目及び 1 3 文字目, 6 行目 1 1 文字目ないし 7 行 目 1 4 文字目並びに 4 頁の 4 行目の不開示部分	○			なし
		1 6	② 1 頁の 8 行目ないし 4 頁の 3 行目の不開示部分	○		○	なし
9	聴取書 ③	1 7	① 1 頁の 2 行目ないし 4 行目 の不開示部分, 5 行目 7 文字 目, 8 文字目, 1 0 文字目,	○			なし

			1 2 文字目及び1 3 文字目, 6 行目1 1 文字目ないし7 行 目1 4 文字目並びに3 頁の2 行目の不開示部分				
		1 8	②1 頁の8 行目ないし3 頁の 1 行目の不開示部分	○		○	なし
1 0	ホーム ページ 等	—	なし	—	—	—	—
1 1	受診経 歴等	1 9	①1 頁の担当者氏名	○			なし
		2 0	②1 頁の法人印影		○		なし
1 2	意見書 等①	2 1	①1 頁の署名押印及び2 頁な いし1 9 頁の不開示部分	○			なし
		2 2	②1 頁の「依頼事項にかかる 意見」の不開示部分	○		○	なし
1 3	意見書 等②	2 3	①1 頁の署名押印及び4 頁な いし1 8 頁の不開示部分	○			なし
		2 4	②1 頁の「依頼事項にかかる 意見」の不開示部分	○		○	なし
1 4	看護記 録	2 5	不開示部分全て	○			3 2 頁の 「記事」欄 の不開示部 分
1 5	地方労 災医員 意見書	2 6	1 頁の署名	○			なし
1 6	運動競 技に伴 う災害 の業務 上外の 認定に ついて 等	—	なし	—	—	—	—
1 7	診療録	2 7	不開示部分全て	○			なし
1	検査報	2 8	①1 頁ないし3 頁及び6 頁の	○			なし

8	告書		不開示部分				
		29	②4頁, 5頁及び8頁ないし 10頁の不開示部分		○		なし
1 9	検査詳細情報	—	なし	—	—	—	—